

農 政 を め ぐ る 情 勢

目 次

I	農協改革をめぐる情勢・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II	T P P等をめぐる情勢・・・・・・・・・・・・・・・・	4

今月号のあらまし

I 農協改革をめぐる情勢

7月11日、安倍総理は自民党本部で開かれた記者会見において、参議院選の結果を受け、経済政策「アベノミクス」を一層、加速させることに「国民から力強い信任を得た」と述べた。安倍政権が進める首相官邸主導の農政改革の流れは今後も加速しそうである。

今後、6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2016（骨太の方針）」、「日本再興戦略 2016（成長戦略）」、「規制改革実施計画」等の一連の方針や与党の選挙公約等をふまえ、TPP関連法案、TPP関連対策の具体化等の審議・検討が行われる予定である。

II TPP等をめぐる情勢

6月、農林水産省と内閣官房が、TPPに関する疑問と回答をまとめた資料を作成・公表した。国会決議との整合性や、発効後の見直し、ISDS手続などに関する疑問に答える内容となっている。

米国では、大統領選を控え、クリントン、トランプ両候補がTPPからの脱退や再交渉に言及している。クリントン候補は、6月21日、オハイオ州において、「水準を満たさないTPPは拒否すべきだ」と再交渉の姿勢を示した。トランプ候補は、6月28日、ペンシルバニア州で「TPPは米製造業に致命的打撃となる」と貿易自由化による雇用減少の懸念をあり、大統領に就任すれば「米国をTPPから離脱させる」と、TPPに反対する姿勢を一段と強めた。

I 農協改革をめぐる情勢

— 参議院選挙後の政府・与党の動向 —

1. 准組合員利用規制に関する調査について

- 准組合員調査について、今年度は調査手法の調査を行うこととしており、具体的な取組みの進め方等は調査事業を受託した業者、農林水産省等の間で協議が進められている。

【検討状況】

正・准組合員の事業量に関する調査の調査手法の確立	・業務報告書で報告している「員外利用の把握方法」をベースに検討。 ・各 J A で把握方法が異なっている購買事業の調査方法の整理を中心に検討。数 J A でモデル的に実施した上で、秋に 100 J A で試行的に調査する予定。 ※信用・共済事業は全国連で整理した方法を調査手法とする方向で調整中
生活インフラに関する調査	・インターネットを活用した住民意識調査を秋に実施する予定 ・アンケートでは、民間業者の有無や利用状況等の調査項目に加え、J A のコミュニティ活動の内容を盛り込むことを検討

2. 参議院選挙の結果等について

- 第 24 回参議院選挙が 7 月 10 日投開票され、自民・公明の与党が改選前から議席を増やし、改選議席の過半数を超える 70 議席獲得し、非改選等とあわせ、参議院（全 242 議席）において、与党が 146 議席、野党が 96 議席という状況となった。
- 与党大勝の一方、東北、甲信越を中心に全国に 32 ある 1 人区で野党統一候補が 11 人当選しており、1 人区における与党の議席獲得割合は平成 25 年の第 23 回参議院選挙から大きく下げた。（当時の 1 人区 31 のうち自民党が 29 議席獲得）
- なお、今回の選挙において、自民党は以下の公約を掲げていた。（「農政をめぐる情勢 6 月号」再掲）

【自民党、参議院選挙公約 2016 の農業関係抜粋】

- TPP 対策
 - ・ 国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れ
 - ・ 畜産クラスターの構築や産地パワーアップ事業推進
- 水田フル活用
 - ・ 米の直接支払い交付金の財源も活用し、予算は責任を持って恒久的に確保
 - ・ 飼料用米の生産努力目標（2025年に110万トン）を確実に達成
- 農業農村整備事業
 - ・ 10年度的大幅削減前の水準に可及的速やかに復活させることを目指す
- 生産資材
 - ・ 生産コスト改革を断行
- 原料原産地表示
 - ・ 全ての加工食品について、実行可能な方法で原料原産地を表示
- 都市農業
 - ・ 賃借する場合への相続税納税猶予制度適用など税制上の措置を検討

- 7月11日、安倍総理は自民党本部で開かれた記者会見において、参議院選の結果を受け、経済政策「アベノミクス」を一層、加速させることに「国民から力強い信任を得た」と述べた。安倍政権が進める首相官邸主導の農政改革の流れは今後も加速しそうである。
- 12日、安倍総理は石原経済再生担当大臣にデフレ脱却に向けた経済対策を月内に策定するように指示し、7月中にも10兆円規模ともいわれる今年度第2次補正予算案の編成に着手するとされている。農業関係分野では、農畜産物や食料に関する輸出対応型施設の建設などがキーワードとして挙げられている。
- 今後、6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2016（骨太の方針）」と「日本再興戦略 2016（成長戦略）」、「規制改革実施計画」等の一連の方針や与党の選挙公約等をふまえ、経済対策・2次補正予算、8月末の概算要求・税制改正要望、今秋に想定される「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂（TPP関連対策の具体化）、30年産米に向けた生産調整の見直し、年末の予算編成・税制改正等が進められると想定される。
- また、今秋に召集される臨時国会において、2次補正予算や、参議院選挙前に政府・与党の方針として示された消費税引き上げ再延期に係る消費税法等改正案、先の通常国会において審議が見送られたTPP関連法案等の審議が行われると想定される。
- 指定生乳生産者団体制度や、生産資材価格形成の仕組みの見直し等については、「規制改革実施計画」において、平成28年秋までに検討、結論づけられることとされているため、上記の動きに併せて検討が進められると想定される。

【政府・与党の今後の主なスケジュール（想定）】

7 月	3 1 日	東京都知事選投開票日
8 月	（見込み） 1 日	第 1 9 1 回臨時国会召集 ・参院議長選出など
	3 1 日	平成 2 9 年度概算要求締切日
9 月	4、5 日	2 0 カ国・地域（G 2 0）首脳会議（中国）
	（見込み）中旬	内閣改造・自民党役員人事
	中下旬	国連総会（米国・ニューヨーク）
	（見込み）中下旬	第 1 9 2 回臨時国会召集 ・T P P 承認案、関連対策の検討の加速化 ・平成 2 8 年度第 2 次補正予算案
秋頃		「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂
1 1 月	8 日	米国大統領選
年内		日欧 E P A の大筋合意目標
年末		平成 2 9 年度農業関係予算案の決定

Ⅱ TPP等をめぐる情勢

— 米大統領選候補、TPPからの脱退や再交渉に言及 —

1. 国内の動向

- 6月、農林水産省はTPPの合意内容や対策に関する疑問と回答をまとめた資料「TPPに関する疑問にお答えします」を作成した。合意内容と重要品目の聖域確保を求めた国会決議との整合性など、16問を取り上げた。(資料は別紙1の通り。)

【資料の主な内容】

- Q 合意内容は、国会決議とは程遠いのでは？
⇒ 重要5品目を中心に、農林水産物の約2割を関税撤廃の例外としたことから、国益にかなう最善の交渉結果が得られた。国会決議の趣旨に沿っているものと評価して頂けると考えている。
- Q 重要5品目にも関税撤廃したものがあるのは問題ではないか？
⇒ 輸入実績がほぼないことや国産との代替性が低いなどの基準に照らして、影響が出ないものに限定している、TPP対策も加味し「総合的に評価すべき」。
- Q TPPの情報開示が不十分では？
⇒ 「今後も丁寧に説明していく」と強調した一方で「外交交渉という性格上、情報の開示にはおのずと制約がある」。
- Q しっかりとした国内対策が本当に講じられるのか？
⇒ 「政策大綱」に基づき、本年秋を目途に具体的内容を詰めていく。

- また、内閣官房も昨年末作成した資料を大幅に更新する形で、資料「TPPに関するQ&A」を作成した。農林水産省作成資料と若干重複する点はあるものの、発効後の見直しや、ISDS手続など、27問を取り上げた。(資料は別紙2の通り。)

【資料の主な内容】

- Q 6 TPP協定は発効後に見直すことが決まっていて、日本に不利な改正がされることもあるのでは？
⇒ TPP協定の改正は全ての締約国が合意しない限り行われたい。日本が反対すれば日本に不利な形で協定が改正されるような合意がされることはない。
- Q 8 TPP協定では関税を撤廃することが原則とされている中、今回関税撤廃の例外とされた品目も、将来的に関税撤廃を迫られることになるのでは？
⇒ 関税撤廃の例外の具体的な内容は、TPP協定の附属書において明記されている。国益に反するような形で関税撤廃が追加的行われるようなことは考えられない。
- Q 9 関税撤廃の例外を勝ち取った品目についても、協定発効の7年後に見直すことが義務付けられていて、結局は関税を全て撤廃させられることになるのでは？
⇒ あくまで「協議を行う」とされているだけで、協議の結果、関税を撤廃する方向で見直すことまでは求められていない。万が一協議の結果、協定の改正が必要となる場合には、再度国会の承認が必要となる。
- Q 16 TPP協定や日米が二国間で交換した書簡によって、かんば生命のあり方に影響が出るのではないかと？

⇒ 日米が二国間で交換した書簡によって影響があるとは考えていない。

Q20 I S D S（投資家と国との間の紛争解決）手続において仲裁判断を下す仲裁人は、多国籍企業寄りの弁護士などが務めることになり、国にとって不利な判断を下す危険性が高いのではないかと？

⇒ 仲裁廷は、紛争当事者が任命する各1人の仲裁人と、紛争当事者の合意により任命されて仲裁廷の長となる第3の仲裁人から構成されることになっているので、企業寄りの弁護士だけが選定される仕組みにはなっていない。

- 7月13日、総理大臣官邸で経済団体（日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会、日本貿易会）による「TPP協定の早期実現を求める」提言申入れが行われた。（提言は別紙3の通り。）

2. 米国大統領選をめぐる情勢

- 民主党クリントン候補は、6月21日、自動車・鉄鋼産業が盛んなオハイオ州での集会で「水準を満たさないTPPは拒否すべきだ」と訴え、発効済みの北米自由貿易協定（NAFTA）などについても「米国人のためになっていない協定は再交渉する」と表明した。
- 共和党トランプ候補も、28日、ペンシルベニア州での集会で、「TPPは米製造業に致命的打撃となる」と貿易自由化による雇用減少の懸念をあり、大統領に就任すれば「米国をTPPから離脱させる」と、TPPに反対する姿勢を一段と強めた。
- この発言は、NAFTA等によって製造業が衰退した過去を持つ州（オハイオ州、ペンシルベニア州、ミシガン州など、両党の激戦州を含む）を意識しており、トランプ候補もNAFTAの再交渉を行う意向を表明している。一方で、自由貿易を伝統的に支持してきた共和党主流派と対立を深めている。
- トランプ候補の考えは、6月29日付 *Washington Trade Daily* によると、「NAFTAやTPPのような多くの国が参加するメガ自由貿易協定よりも二国間協定を交渉することに焦点を当てようとしている」とされている。

【トランプ候補による「貿易に関する7項目の政策」】

- ①米国はTPP協定から脱退
- ②米国の労働者の代表として戦うため、最もタフで賢明な交渉官を任命
- ③他の国による貿易協定のあらゆる違反を確認するよう商務長官に指示
- ④直ちにNAFTA再交渉をカナダ及びメキシコに通知した上で、再交渉に同意しない場合、NAFTA2205条の規定に基づき協定からの脱退の意思を通知
- ⑤財務長官に対し、中国を為替操作国として認定させ、関税及び税制措置などあらゆる手段を通じて厳しく報復
- ⑥米国内およびWTOの双方で中国に対して貿易上の訴えを提起
- ⑦中国が米国の貿易機密事項の詐取などを含む違法行為を止めない場合、合法的なあらゆる大統領権限を活用して問題を是正

- なお、6月に行われた複数の全国世論調査では、概ねクリントン候補がトランプ候補を上回っている。

3. 米国業界団体の動向

- 経済界や製造業、農業など広範な分野にわたる主要業界団体は、オバマ政権と足並みを揃え、TPP協定の早期批准が必要との立場をとっている。
- 一方、上下両院で多数を握る共和党は、製薬、金融、タバコ等の一部業界団体からの反発を踏まえ、議会幹部を中心に以下の「3つの懸念事項」を掲げており、これらへの対処がTPP実施法案の審議を開始する前提との立場を崩していない。

【3つの懸念事項】

- ・ バイオ医薬品の市場独占期間は米国内では12年であるにもかかわらず、TPPでは8年も十分に確保できていないことによる、米国医薬品産業への影響
- ・ TPP各国の金融規制当局が金融機関の監督・検査を円滑に行うため、金融機関の様々なデータを各国領域内に保管することを義務付けることができるようにしたことによる、米国の金融機関への影響
- ・ 各国による公衆衛生政策の柔軟性を確保するため、各国が講じるタバコ規制措置をISD条項の対象外にできるようにしたことによる、米国タバコ産業への影響

4. 日欧EPAをめぐる情勢

- 平成25年4月に始まった日EUの経済連携協定(EPA)は、年内合意を目標としているが、EUが農産物関税でTPPの水準を上回る自由化、日本が自動車関税の撤廃を主張し、停滞している。
- 林経済産業大臣は6月24日、英国のEU離脱が決まった国民投票の結果を受け、日EUの経済連携協定(EPA)について「年内合意は厳しくなったかもしれない」と述べた。英国がEU内で交渉に積極的であったことが背景にある。

TPPに関する疑問にお答えします

平成 2 8 年 6 月

農林水産省

TPPに関してよくある疑問

- 合意内容は、国会決議とは程遠いのでは？ . . . 2
- 重要5品目の中にも関税撤廃したものがあるのは問題ではないか？ . . . 2
- TPPの情報開示が不十分では？ . . . 3
- しっかりとした国内対策が本当に講じられるのか？ . . . 3
- 農林水産物の影響試算は過小評価ではないか？ . . . 4
- 食料自給率が下がるのではないか？ . . . 4
- TPPにより、農業・農村の所得は減るのでは？ . . . 5
- TPPを契機に、輸出力をもっと強化すべきでは？ . . . 5
- TPPにより、食の安全が脅かされるのでは？ . . . 6
- 輸入米が増加して、米価が下がるのではないか？ . . . 6
- 平成30年産以降の米政策はどのようなになるのか？ . . . 7
- 飼料用米についての支援は続くのか？ . . . 7
- 麦、大豆、砂糖の影響と国内対策は？ . . . 8
- 牛肉・豚肉・乳製品の影響と国内対策は？ . . . 8
- 野菜・果樹、地域特産物の影響と国内対策は？ . . . 9
- 林産物、水産物の影響と国内対策は？ . . . 9

Q. 合意内容は、国会決議とは程違いでは？

関税撤廃の圧力が極めて強かった中、品目ごとに中身をしっかりと精査し、国会決議を後ろ盾に交渉しました。その結果、重要5品目を中心に、農林水産物の約2割を関税撤廃の例外としました。

TPPについては、関税撤廃の圧力が極めて強かった中、品目ごとに中身をしっかりと精査し、国会決議を後ろ盾に交渉しました。その結果、重要5品目を中心に、農林水産物の約2割を関税撤廃の例外としました。

特に、重要5品目を中心に、米の国家貿易制度や豚肉の差額関税制度などの基本的な制度を維持するとともに、関税割当やセーフガードの創設、長期の関税削減期間を確保しました。また、関税撤廃をしたものについても、品目ごとに中身をしっかりと精査し、品目全体として影響が出ないよう措置し、国益にかなう最善の交渉結果が得られました。

交渉結果が国会決議に沿っているものかどうかは、最終的には国会で御審議いただくこととなりますが、政府としては、国会決議の趣旨に沿っているものと評価していただくと考えています。



各国の関税撤廃率(品目ベース)

品目	日本	米国	オーストラリア	ニュージーランド	韓国	シンガポール	チリ	ペルー	ブラジル	インドネシア	フィリピン	マレーシア
全品目	95%	100%	99%	100%	100%	100%	99%	100%	99%	100%	100%	100%
農林水産物	82%	99%	95%	100%	100%	100%	97%	98%	97%	100%	99%	100%

(注) 日本に他の国の農林水産物に比べて、関税の品目数が多い(約1,411品目)に比べて、農林水産物の品目数は約1,000品目程度である。また、農林水産物の品目数は、全品目の品目数に比べて、約70%程度である。また、農林水産物の品目数は、全品目の品目数に比べて、約70%程度である。また、農林水産物の品目数は、全品目の品目数に比べて、約70%程度である。

Q. 重要5品目の中にも関税撤廃したものがあるのは問題ではないか？

個別に一つ一つ精査し、品目全体として影響が出ないようにしています。

重要5品目(594タリフライン(関税上の品目の細分類))のうち、約3割に該当する170タリフラインが関税撤廃になりますが、これらについては、

- ① カッサバ芋など、輸入実績がほぼないもの
- ② 牛タン・米のビーフンなど、国産農産品との代替性が低いもの
- ③ 繁殖用母豚など、撤廃が生産者のメリットとなるもの

といった基準を総合的に勘案して、品目全体として影響が出ないものに限定しています。

なお、合意内容については、各品目の一部のみであるのではなく、品目毎に、交渉で獲得した、関税割当、セーフガード、関税削減、長期の関税撤廃等の措置、さらには、昨年11月に取りまとめた「政策大綱」に基づき措置を総合的に見て評価すべきです。

例えば、米の合意内容については、

- ① 無条件な輸入増大を防止している「枠外税率」(kg当たり341円)は税率を維持しており、無条件な輸入増大はありません。
- ② 1t(1000kg)のミニマム・アクセス(76.7万トン)の数値などの基本的な仕組みは一切変更されません。
- ③ 国別枠(合計で最大784万トン)は、国産米の生産水準約800万トンの1%程度に過ぎませんし、輸入義務もありません。また、この国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れ、国別枠の輸入量の増加が国産米主食用米の需給及び価格に与える影響を逐次することとしています。

このような措置を実行に即して総合的に見て頂ければ、国産米に影響が出ないような交渉を行ったこと、また、国会決議の趣旨に沿っているものと評価していただくと考えています。

TPPの合意結果に関する情報はこちらで公表しています。

● TPP協定における農林水産物関税について

http://www.maff.go.jp/j/keisei/tpa_mae/index.html(農林水産省ホームページ)

2

Q. TPPの情報開示が不十分では？

大筋合意の後、地方を含めて説明会はこれまで約300回実施し、詳細な各種資料を公表してきました。今後も引き続き、丁寧に説明していきます。

TPP交渉は、合意された結果がすべてであり、それに関する情報は全て公開し、人筋と趣旨、国会や過去約300回実施してきた説明会等で丁寧に説明してきています。加えて、本年11月以降、約1,700ページにもなる資料を内閣官房等のホームページにも掲載しております。

交渉合意中や合意後は、衆議院、参議院の農林水産委員会の決議も踏まえ、頻りに記者向けブリーフィングや説明会を実施するなど、できる限りの情報開示に努めてきております。

他方、外交交渉という性格上、交渉過程での具体的なやりとりについては秘密保持の必要があります。仮に、これを開示すると、相手国との信頼関係が損なわれ、また、我が国の手の中をさらすことで類似の交渉に悪影響を与えかねません。我が国の国益を追求する上で、情報の開示には自ずと制約があります。

今後も国会審議等においては、TPP協定の各規定の内容や趣旨、解釈等については、引き続き丁寧に説明してまいります。



TPP交渉に関する情報はこちらで公表しています。

● 農林水産物への影響、品目別の対策等について

http://www.maff.go.jp/j/keisei/tpa_mae/index.html(農林水産省ホームページ)

● TPPに関する基本情報、TPP協定等について

http://www.sas.go.jp/tpa/index.html(内閣官房ホームページ)

Q. しっかりと国内対策が本当に講じられるのか？

「政策大綱」に基づき、体質強化対策や経営安定対策を講じるとともに、農林水産業の成長産業化を一層進めるため、継続検討項目について、本年秋を目途に具体的内容を詰めていきます。

今般のTPP大筋合意を受け、生産現場に残る懸念と不安を払拭し、新たな国際環境の下で、次世代を担う生産者が夢と希望を持って経営発展に取り組みできるようにしていく必要があります。

このため、これまで産業政策と地域政策を車の両輪として進めてきた農政改革に加え、昨年とりまとめた「総合的なTPP関連政策大綱」(平成27年11月TPP協定対策本部決定)に基づき、

- ① 「政略的農林水産業」への転換に必要な体質強化対策を重点的に講じ、
- ② 「経営安定・安定供給の確保」として、協定発効に合わせて経営安定対策の充実を図るとともに、
- ③ 農林水産業の成長産業化を一層進めるため、戦略的輸出体制の整備など12の項目について、本年秋を目途に具体的内容を詰めていくこととしています。

なお、国内対策の財源については、「政策大綱」に即し、既存の農林水産予算に支障を来さないよう政府全体で責任を持って毎年の予算編成過程において確保していく考えです。

総合的なTPP関連政策大綱(平成27年11月25日TPP協定対策本部決定)

農林水産分野の対策の財源については、TPP協定が発効し関税削減プロセスが実施されていく中で、相対的に農産物のマージンや牛肉の関税が減少することにも鑑み、既存の農林水産予算に支障を来さないよう政府全体で責任を持って毎年の予算編成過程で確保するものとする。

<参考：12の継続検討項目>

- ① 農政改革時代に必要となる人材育成に関する施策の推進
- ② 生産者の所得向上につなげる生産者組織(団体、組織)の強化と関係形成の仕組みの見直し
- ③ 生産者が合理的な条件で安定供給を確保し、消費者が安心して食料を調達するための施策
- ④ 食料の供給と価格の安定供給のための施策
- ⑤ 食料・飼料の生産と加工・流通の連携の強化
- ⑥ 農林水産物に関する事業者の就業機会の確保
- ⑦ 農林水産物に関する事業者の就業機会の確保
- ⑧ 農林水産物に関する事業者の就業機会の確保
- ⑨ 農林水産物に関する事業者の就業機会の確保
- ⑩ 農林水産物に関する事業者の就業機会の確保
- ⑪ 農林水産物に関する事業者の就業機会の確保
- ⑫ 農林水産物に関する事業者の就業機会の確保

国内対策等に関する情報はこちらで公表しています。

● 総合的なTPP関連政策大綱等について

http://www.maff.go.jp/j/keisei/tpa_mae/index.html(農林水産省ホームページ)

3

Q. 農林水産物の影響試算は過小評価ではないか？

交渉結果を踏まえ、客観的なデータを基にして、国内における対策の実施を前提として、輸入品と競合する国産品がどの程度置き換わるかという点などを精査して試算しています。

農林水産物の試算については、

- ① 交渉で獲得した措置と合わせて、
- ② 昨年11月に行った、国内価格や国際価格、輸入量などの客観的なデータを基にした品目毎の影響分析及び
- ③ 「政策大綱」に基づく国内対策の実施を前提として、輸入品と競合する国産品がどの程度置き換わるかという点などを精査して客観的に影響を試算したものです。



なお、今回の試算は、あくまでもTPPによる関税削減等の措置が国内生産に与える影響を分析したものであり、例えば、長期的な米の需要の減少など、TPP以外の要因は考慮していません。



農林水産物の生産額への影響について(試算の結果)

関税削減等の影響で価格低下による生産額の減少が生じるものの、体質強化対策による生産コストの低減・品質向上や経営安定対策などの国内対策により、引き続き生産や畜産所得が確保され、国内生産量が維持されるものと見込む。

農林水産物の生産減少額：約1,300～2,100億円

食料自給率(26年度)への影響

【26年度：カロリーベース 39%、生産額ベース 64%】

→ 【試算を反映したもの：カロリーベース 39%、生産額ベース 64%】

※ 試算方法や試算結果の詳細については、こちらで公表しています。

➤ 農林水産物への影響について

<http://www.maff.go.jp/saou/tp/index.html> (農林水産省ホームページ)

➤ TPP協定の経済効果分析

http://www.maff.go.jp/tp/tp_kouka.pdf、http://151224.maff.go.jp/tp_kouka/tp_kouka_jp01.pdf (内閣官房ホームページ)

Q. 食料自給率が下がるのではないかな？

交渉で獲得した措置と合わせ、国内対策により自給率の維持は可能と考えており、その上で、基本計画に基づく各種施策を総合的かつ計画的に講ずることにより、自給率の向上に向けた取組を進めます。

平成26年度の食料自給率の数値を前段に、今日のTPPの農林水産物の生産額への影響試算を反映した場合、食料自給率がどのように変化するかという試算を行った結果、TPPによる影響を大きく受けるものではないとの結果となっています。

このため、TPPの影響を踏まえて、交渉で獲得した措置と合わせ、国内対策により自給率の維持は可能と考えており、その上で、「食料・農業・農村基本計画」(平成27年3月閣議決定)に基づく各種施策を総合的かつ計画的に講ずることにより、自給率の向上を図ります。

基本計画において、平成37年度に食料自給率をカロリーベースで45%、生産額ベースで73%まで引き上げる目標を設定しています。

基本計画に基づき、

- ① 国内外での国産農産物の消費拡大や食育の推進
 - ② 飼料用米の推進や消費者ニーズに対応した麦、大豆の生産拡大
 - ③ 優良農地の確保や、担い手の育成の推進
- といった各種の施策を総合的かつ計画的に講ずることとしており、平成37年度の食料自給率目標の達成に向けて、引き続き取組を進めていきます。



食料自給率等に関する情報はこちらで公表しています。

➤ 食料・農業・農村基本計画について

http://www.maff.go.jp/kouka/kouka_index.html (農林水産省ホームページ)

➤ 知ってる？日本の食料事情について

<http://www.maff.go.jp/syukyuu/index.html> (農林水産省ホームページ)

Q. TPPにより、農業・農村の所得は減るのでは？

「農林水産業・地域の活力創造プラン」などに基づき、各種施策を通じて農業所得や農村地域の関連所得の増大に引き続き取り組めます。

農業を成長産業化し、生産者の所得の向上を図るため、「農林水産業・地域の活力創造プラン」や「食料・農業・農村基本計画」に基づき、農政改革を進めてきたところです。

具体的には、

- ① 需要の拡大や輸出の促進などによる生産額の増大や、農地集積の加速化や農機費等の給付などによる生産コストの縮減、
 - ② 加工・直売の取組、都市と農山漁村の交流の促進等、6次産業化の推進
- といった各種施策を講じていくことにより、農業所得や農村地域の関連所得の増大に取り組んできたところです。



例えば、中山間地域においても、収益性の高い農業を目指し、基盤整備を契機として、先進的な取組が各地で行われていることから、こうした地域の工夫を取りまとめた「中山間地域における優良事例集」を作成し、公表しました。今後、こうした優良事例の横展開を図っていきます。



次世代を担う生産者が夢と希望を持って経営発展に取り組めるよう、今後とも、こうした取組をしっかりと推進していきます。

「中山間地域における優良事例集」は、こちらで公表しています。

➤ 中山間地域における優良事例集

http://www.maff.go.jp/nouan/ok/kyo_sankai/2_sankai.html (農林水産省ホームページ)

また、農林水産省では、補助金等に関する「逆引き事典」を作成しました。

➤ 補助金等の逆引き事典

<https://www.zyakukin.maff.go.jp/agmna/inputs> (農林水産省ホームページ)

なお、農業・農村所得の増大に関する詳しい情報はこちらで公表しています。

➤ 農業経営等の展望について

http://www.maff.go.jp/kouka/kouka_index.pdf (農林水産省ホームページ)

Q. TPPを契機に、輸出力をもっと強化すべきでは？

本年5月に取りまとめた「農林水産業の輸出力強化戦略」をもとに、平成32年の農林水産物・食品の輸出入額1兆円目標の可能な限り早期の達成を目指します。

今後、国内の人口が減少していく中で農林漁業者の所得を確保していくためには、増加する海外の需要に目を向けていく必要があります。

このため、本年5月に政府を挙げて「農林水産業の輸出力強化戦略」を取りまとめた。この戦略を実行することで、平成32年の輸出入額1兆円目標を可能な限り早期に達成することを目指す。

この戦略では、民間の意欲的な取組を後援するための7つのアクションとして、情報を一元的に提供する、戦略的販売(リレー仕向、異年仕向)を進める、国内の卸売市場を輸出拠点とするなど、スピード感をもって進めるべき新たな取組を盛り込んでいます。

また、海外展開を考える農林漁業者や食品事業者に向けての2つのメッセージとして、「国・地域別の農林水産物・食品の輸出拡大戦略」と「品目別の輸出力強化に向けた対応方向」を提示しました。

この輸出力強化戦略に基づき、関係省庁・関係団体と協力をして、輸出に取り組む農林漁業者や関係する民間事業者、更には各産地の方々の取組を積極的に支援するとともに、相手国・地域の輸入規制の撤廃・緩和等、輸出環境の整備に取り組んでいきます。

農林水産業の輸出力強化戦略のポイント

<民間の意欲的な取組を支援する「7つのアクション」>

- ・情報の一元化提供
- ・日本産の「品質の良さ」を世界に伝える
- ・「リレー仕向」に力を入れるための戦略的販売(リレー仕向・異年供給)を進める
- ・農林漁業者自身が海外において販売拠点を設ける取組をサポート
- ・販路の規制を見直し、国内の卸売市場を輸出拠点へ
- ・諸外国の規制の緩和・撤廃のため、省庁横断でチームをつくり、戦略的に対応
- ・国内の輸出関連手続を改善

<意欲ある農林漁業者や食品事業者に届ける「2つのメッセージ」>

- ・国・地域別の農林水産物・食品の輸出拡大戦略を提示(※国・地域)
- ・品目別の輸出力強化に向けた対応方向を提示(※米、青果物、茶、畜産物、水産物など)

「農林水産業の輸出力強化戦略」の詳細については、こちらで公表しています。

➤ 農林水産業・地域の活力創造本部

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/nouan/yushutsusyosaku.html> (首相官邸ホームページ)

Q. TPPにより、食の安全が脅かされるのでは？

TPPによって日本の食の安全・安心に関する制度変更は行われません。今後とも、科学的根拠に基づいて、衛生植物検疫措置をとることが引き続き認められています。

残留農薬、食品添加物の基準、遺伝子組換え食品等の安全性審査や表示を含め、TPP協定によって日本の食の安全・安心に関する制度変更は行われません。

TPP協定による食の安全に関するルールは、日本が既に締結しているWTO協定（世界貿易機関設立協定）の中のSPS協定を踏まえ内容になっており、SPS協定において認められている各国が必要な措置を取る権利・義務を確認しつつ、科学的根拠に基づいて、衛生植物検疫措置をとることが引き続き認められています。

また、暫定的な措置を導入したり、科学的に正当な根拠がある場合には、国際基準に基づく措置によって達成されるよりも高いレベルの措置を導入・維持できるというSPS協定が規定する輸入国の権利を確認しています。



食の安全に関する情報はこちらで公表しています。

▶ 分野別ファクトシート「食品分野(食の安全・安心)」

http://www.cas.go.jp/jp/tpa_kourei/pdf/151224_151224_tpp_bunryakusai08-1.pdf
(内閣府ホームページ)

Q. 輸入米が増加して、米価が下がるのではないかと？

国別枠の輸入量に相当する国産米を備蓄米として買い入れ、国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断します。

輸入米の価格は、業務用に用いられる国産米の価格水準とほぼ同等であり、国産米より大幅に安い価格で国内に流通していません。

今般のTPP合意に伴い、米国・豪州向けに設定されることとなった国別枠（米国・豪州合計で13年目以降最大784万実トン（日本の生産量の約1%））については、国内の米の流通量がその分増加することにより、国産米全体の価格水準の下落が生じるのではないかと懸念もあります。

このような懸念を払拭するため、「政策大綱」に基づき、国別枠の輸入量に相当する国産米を備蓄米として買い入れ、国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断することによって、確実に再生産が可能となるようにすることとしています。

なお、現在のSBS方式での輸入米の政府売渡価格は、主に中食や外食などの業務用に用いられる国産の産地品種銘柄の価格水準とは同等であり、国産米より大幅に安い価格で国内に流通しているものではありません。

<参考>

「国家貿易」の下で新たに米国・豪州に、国内の卸業者と輸入業者が事前にヘアを組んで必要な輸入量を申し込むSBS方式による国別枠（合計で13年目以降最大784万実トン：日本の生産量の約1%）が設定されますが、これは入札枠であって、輸入は義務ではありません（SBS（売買同時契約）方式による最近3カ年の実績は、10万トンの入札枠に対して平成25年6万トン、平成26年1万トン、平成27年3万トンです）。

また、枠外輸入については、341円/kg（1俵で約2万円）の高関税を維持しました。

米の国内対策等に関する情報はこちらで公表しています。

▶ 農林水産物への影響、品目別の対策等について

<http://www.maff.go.jp/j/kenbu/tpa/index.html>（農林水産省ホームページ）

Q. 平成30年度以降の米政策はどのようなものになるのか？

国としては、引き続き、きめ細かな情報提供や、戦略作物に対する支援等を行うことにより、平成30年度以降も農業者の方が安心して需要に応じた生産に取り組めるよう努めています。

平成30年度産米を目途に、生産者自らがマーケットの動向を見ながら需要に応じた生産が行えるよう、

- ① 全国の需要見通しに加えて、各産地における販売や在庫の状況などに関するきめ細かな情報提供や
- ② 麦、大豆、飼料用米等の戦略作物の生産に対する支援等の環境整備を進めています。

平成27年度産米においても、いわば平成30年度以降の移行演習として、各産地における主食用米から飼料用米等へ転換が進み、生産数量目標の配分が始まって以来、初めて過剰作付が解消するなど、需要に応じた生産が定着しつつあります。こうした転換が自主的に行われることが、平成30年度以降の姿そのものです。

また、平成30年度以降も地域の農業再生協議会は存続し、情報提供など、引き続き、国も関与していきます。

国としては、引き続き、現場の関係者の意見も伺いながら、きめ細かな情報提供や、戦略作物に対する支援等を行うことにより、平成30年度以降も農業者が安心して需要に応じた生産に取り組めるよう、努めていきます。

なお、国内の需給動向によって米価の変動が生じた場合には、収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）により、収入の減少補てんを善美に実施することとしています。



米政策に関する情報はこちらで公表しています。

▶ 米に関する各種情報を取りまとめたレポート(米に関するマンスリーレポート)

http://www.maff.go.jp/j/seisan_keikaku_sougaku/mr.html（農林水産省ホームページ）

▶ 飼料用米に関する情報

http://www.maff.go.jp/j/seisan_kokumotu_siryogaku.html（農林水産省ホームページ）

Q. 飼料用米についての支援は続くのか？

平成37年度に110万トンとする目標達成に向け、水田活用の直接支払交付金などの各種施策を講じているところであり、生産コスト低減を進めながら、必要な財源を確保していきます。

飼料用米については、昨年3月に「食料・農業・農村基本計画」において、平成25年度11万トンの飼料用米の生産量を、平成37年度で110万トンとする目標を掲げています。これは閣議決定であり、政府の方針です。この達成に向け、水田活用の直接支払交付金による助成などの各種施策を講じているところです。

水田活用の直接支払交付金は、水田フル活用を図るため重要な予算であり、平成28年度予算については、3,078億円を確保しています。引き続き、生産者が安心して飼料用米の生産に継続的に取り組めるよう、生産コスト低減を進めながら、必要な財源を確保していきます。

また、飼料用米の生産コスト低減については、昨年12月に、現場の農業者が取り組みやすいように、多肥栽培等による多収の実現、安価な肥料の利用、直播栽培などの省力栽培技術の導入やコンタミ対策等の多収品種導入の際の留意事項を記載したマニュアルを取りまとめたところであり、今後、地域の研修会等を通じて普及を進め、生産コストの低減を図っていくこととしています。



飼料用米に関する情報はこちらで公表しています。

▶ 飼料用米に関する情報

http://www.maff.go.jp/j/seisan_kokumotu_siryogaku.html（農林水産省ホームページ）

Q. 麦、大豆、砂糖の影響と国内対策は？

麦については、国家貿易制度や枠外税率を維持したことにより、輸入の増大は見込み難いと分析しています。砂糖についても、糖価調整制度を維持しました。今後、国内対策を着実に実行し、国際競争力の強化を図ります。

麦・大豆等の生産・販売を行う認定農業者等の担い手に対しては、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する額を直接交付する畑作物の直接支払交付金（グタ対策）を措置しています。

麦については、今般のTPP交渉において、国家貿易制度や枠外税率を維持したことにより、国産麦では量的又は質的に満たせない需要を計画的に輸入する仕組みを確保したことから、輸入の増大は見込み難いと分析しています。

また、マークアップの削減に伴い、輸入麦の価格の下落が国産麦の販売価格に影響を及ぼすことも懸念されますが、①「政策大綱」に基づき必要な財源を確保し、②引き続き経営所得安定対策を着実に実施することとしています。

砂糖については、今般のTPP交渉において、糖価調整制度を維持しました。さらに、糖価調整法を改正し、加糖調製品からも調整金を徴収することにより、国内のてん菜・さとうきび生産農家や製糖工場の経営の安定を図る糖価調整制度の安定運営を図っていきます。



砂糖

麦、大豆、砂糖の国内対策に関する情報はこちらで公表しています。
 農林水産物への影響、品目別の対策等について
<http://www.maff.go.jp/j/kanko/tpa/index.html>（農林水産省ホームページ）

Q. 牛肉・豚肉・乳製品の影響と国内対策は？

長期にわたる関税削減期間の確保や国際的な需要の伸び等もあり、当面、輸入の急増は見込み難いと分析しています。今後、国内対策を着実に実行し、畜産・酪農の収益力強化を図ります。

長期にわたる関税削減期間の確保や国際的な需要の伸び等もあり、当面、輸入の急増は見込み難いと分析しています。

また、乳製品についても、バター・脱脂粉乳の国家貿易制度と高関税を維持するなど牛乳乳製品全体の国内供給への悪影響を回避し、当面、輸入の急増は見込み難いと分析しています。

一方、長期的には価格低下も懸念されるため、「政策大綱」に基づき、

- ① 畜産クラスター事業の強化や、
 - ② 調性調整措置を実施している牛・豚マルキンを法制化した上で減てん事を引き上げる、
 - ③ 加工原料乳生産者補給金の交付対象に生クリーム等の高付乳製品を追加する
- など、体質強化対策と経営安定対策の充実等を講じることで、畜産・酪農の再生産を確保する方針です。



<参考>牛肉・豚肉の輸入状況>

輸入牛肉・豚肉の価格は関税水準だけでなく、海外の需要にも左右されます。日産TPAが有効化した後の食料需給平衡は、米国産牛肉が10%前後増減が予想されていますが、要項産牛肉の輸入量は、交渉前30年の平均に比べて2%減少（28.9万トン）しています。また、輸入単価は40%上昇（609円/kg）しています（平成27年）。
 その背景として、中国の輸入が増えていることが挙げられます。2014年（平成26年）の10半で、牛肉輸入量は約188万（1万トン）増加し、豚肉は約15万トンの輸出国から約40万トンの輸入国となりました。今後10年間でさらに中国の輸入が増加する見込みです。

牛肉・豚肉・乳製品の国内対策に関する情報はこちらで公表しています。
 農林水産物への影響、品目別の対策等について
<http://www.maff.go.jp/j/kanko/tpa/index.html>（農林水産省ホームページ）

Q. 野菜・果樹、地域特産物の影響と国内対策は？

野菜・果樹、地域特産物の多くは品質、鮮度、出回り時期等の棲み分けにより、輸入品と一定程度の差別化が図られています。今後、国内対策を着実に実行し、国際競争力の強化を図ります。

野菜・果樹については、品質、鮮度、国産への安心感、用途や出回り時期の棲み分け等により、輸入品と差別化されています。また、輸入の多くは中国などのTPP非参加国となっています。

- また、地域特産物についても、
- ・ こんにゃくもは、関税割当を維持しました。TPP参加国からの輸入もほとんどありません。
- ・ 小豆・いんげんは、関税割当を維持しました。国内生産で不足する分を輸入する仕組みは変わりません。
- ・ 国産の落花生は輸入、穀付きで供給されています。小粒の外国産と比べて価格が4～7割とすでに差別化されています。
- ・ 茶は、TPP参加国からの輸入は600トン程度であり、国内生産量の1%未満です。

平成27年度補正予算により、農業機械のリース導入、屋根かけ栽培等に必要生産資材の導入、改修などを支援する産地ハワーアップ事業や、水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化を支援する事業を創設しています。

これらの国内対策を着実に実行し、産地・担い手が創意工夫を活かして地域の強みを活かしたイノベーションを起こすのを支援することにより、農業の国際競争力強化を図ります。

<参考>野菜・果樹の現行の輸入関税率>

キャベツ、大根、だいこん、なす、きゅうり等：6%、なし：10%、りんご、みかん：6%、

野菜・果樹は、最近の大きな為替変動（加減度：1ドル＝100円～120円）の中で、国内生産は大きく変わっていません。



野菜・果樹、地域特産物の国内対策に関する情報はこちらで公表しています。
 農林水産物への影響、品目別の対策等について
<http://www.maff.go.jp/j/kanko/tpa/index.html>（農林水産省ホームページ）

Q. 林産物、水産物の影響と国内対策は？

長期間の関税撤廃期間の設定やセーフガードなどを措置しました。今後、国内対策を着実に実行し、合板・製材の国際競争力の強化、持続可能な収益性の高い操業体制への転換を図ります。

合板、製材については、現在の関税率が10%以下となっている中で、輸入額が多い国、または輸入額の伸びが著しい国に対して長期間の関税撤廃期間や、セーフガードを措置しました（カナダ、マレーシアに対して関税撤廃後も有効）。

平成27年度補正予算により、木材加工施設の整備、間伐・路網整備等を一体的に支援する合板・製材生産性強化対策事業を創設しています。

これらの国内対策を着実に実行し、原木供給の低コスト化を含めて合板・製材の生産コスト低減を進めることにより、合板・製材の国産シェアを拡大します。

水産物については、海産物について15%の関税削減（のり：1枚1.5円→1.28円など）にとどめたことに加え、重要品目のあり、さばなどについて長期間の関税撤廃期間を設定しました。また、現行の我が国の漁業補助金は、禁止補助金に該当せず、引き続き交付が可能です。

平成27年度補正予算により、広域漁プランに基づき、漁業用機器の導入、リース方式による漁船の導入などを支援する水産業競争力強化緊急事業を創設しています。

これらの国内対策を着実に実行し、浜の広域的な機能再編強化等を通じて持続可能な収益性の高い操業体制への転換を進めることにより、水産業の体質強化を図ります。



林産物、水産物の国内対策に関する情報はこちらで公表しています。
 農林水産物への影響、品目別の対策等について
<http://www.maff.go.jp/j/kanko/tpa/index.html>（農林水産省ホームページ）

問い合わせ先一覧 お気軽にお問い合わせください

地方農政局

北海道農政事務所企画調整室	011-330-8801
東北農政局企画調整室	022-221-5103
関東農政局企画調整室	048-740-0018
北陸農政局企画調整室	076-233-4206
東海農政局企画調整室	052-222-4600
近畿農政局企画調整室	075-414-9036
中国四国農政局企画調整室	086-224-9400
九州農政局企画調整室	095-211-8538
内閣府沖縄総合事務局農林水産部農政課	098-866-1627

地方参事官ホットライン

北海道 札幌地域担当	011-330-8801	静岡県担当	054-246-6121
北海道 函館地域担当	0136-28-7300	愛知県担当	052-763-4432
北海道 旭川地域担当	0156-78-1217	三重県担当	050-228-3153
北海道 釧路地域担当	0154-23-4401	滋賀県担当	077-522-4261
北海道 帯広地域担当	0155-24-2401	京都府担当	075-414-9015
北海道 苫小牧地域担当	0187-25-4171	大阪府担当	06-6941-9458
青森県担当	017-775-2151	兵庫県担当	078-331-5924
岩手県担当	019-824-1125	奈良県担当	0742-32-1870
宮城県担当	022-246-6778	和歌山県担当	073-436-3831
秋田県担当	018-862-5811	鳥取県担当	0857-22-3131
山形県担当	023-622-7231	島根県担当	0852-24-7317
福島県担当	024-534-4142	岡山県担当	086-223-3131
茨城県担当	029-221-2184	広島県担当	082-238-9476
栃木県担当	028-533-3114	山口県担当	083-922-5412
群馬県担当	027-221-1827	徳島県担当	088-822-6131
埼玉県担当	048-740-5635	香川県担当	087-831-8151
千葉県担当	043-224-5811	愛媛県担当	089-832-1177
東京都担当	03-5144-5253	高知県担当	088-875-7238
神奈川県担当	045-211-4584	福岡県担当	092-281-8261
新潟県担当	025-228-4218	佐賀県担当	0952-23-3131
富山県担当	076-441-3303	長崎県担当	095-045-7121
石川県担当	076-241-3154	熊本県担当	096-300-6020
福井県担当	0776-30-1811	大分県担当	097-532-6131
山梨県担当	055-254-8055	宮崎県担当	0985-22-5919
長野県担当	026-233-2530	鹿児島県担当	099-222-5842
岐阜県担当	058-271-4044		

10

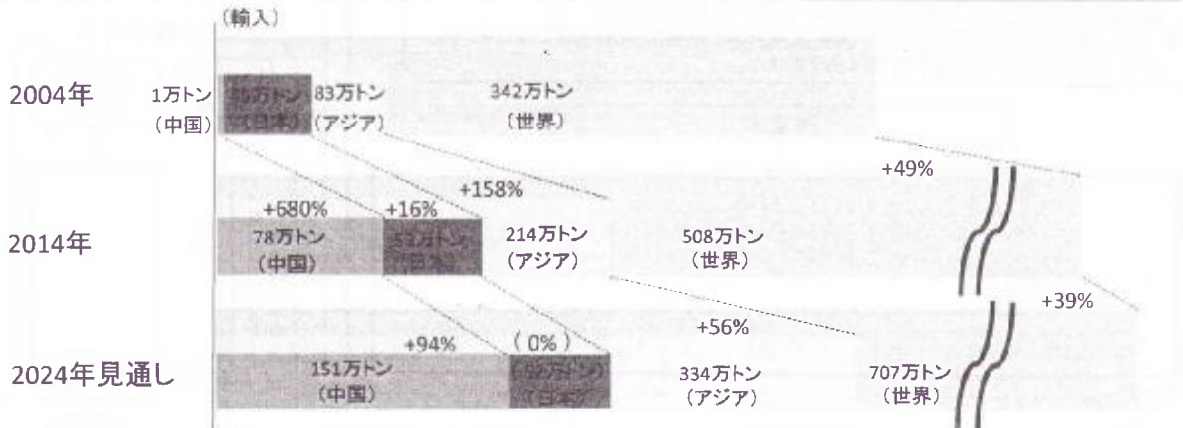
参考資料

11

牛肉

世界とアジア地域の牛肉の輸入状況について

- 2004年の世界の牛肉輸入は342万トン、うちアジア地域が83万トン、日本が45万トン。
- この10年間で、中国の牛肉輸入は78倍、アジアは2.7倍に急増し、2014年では我が国と中国で世界の輸入の3割を占める状況。(この間、我が国の輸入量は50万トン程度で横ばい)。
- このように、我が国以外の牛肉需要が急激に伸び、関係者からは、いつまでも我が国が思うままに牛肉を輸入出来る環境になく、買い負けがおきるという声。このため、国内生産をしっかりと振興することが重要。
- 2024年の世界の牛肉輸入量は707万トン(2014年と比べて+39%)、うち中国が151万トンとの見通し。



(出典) USDA "Livestock and Poultry: World Markets and Trade" "Long-term Projections 2015.2" (部分肉ベースに換算)

財務省「日本貿易統計」

※ 本資料中の「アジア」は、2004年は日本、韓国、フィリピン、台湾、香港の計。2014年と2024年は、日本、韓国、台湾、フィリピン、中国、香港、その他アジアの計。(USDA資料中の主要輸入国として明示されているアジアの国・地域を合算)

「中国」は、USDA資料中の中国、香港の計。

「世界」は、USDA資料中の主要牛肉輸入国の輸入量の合計。

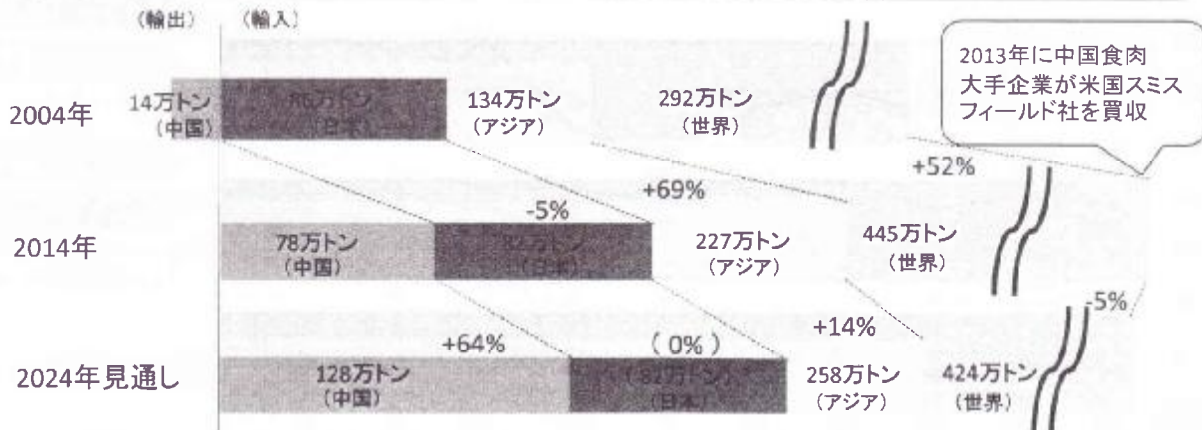
「日本」は、日本貿易統計の数値(年度ベース)。なお、「日本」の2024年見通しは、2014年の輸入実績を据え置いたもの。

14

豚肉

世界とアジア地域の豚肉の輸入状況について

- 2004年の世界の豚肉輸入は292万トン、うちアジア地域が134万トン、日本が86万トン。
- この10年間で、中国が14万トンの輸出国から78万トンの輸入国に転じ、アジアの豚肉輸入は1.7倍に急増し、2014年では我が国と中国で世界の輸入の4割を占める状況。(この間、我が国の輸入量は80万トン程度で横ばい)。
- このように、我が国以外の豚肉需要が急激に伸び、関係者からは、いつまでも我が国が思うままに豚肉を輸入出来る環境になく、買い負けがおきるという声。このため、国内生産をしっかりと振興することが重要。
- 2024年の世界の豚肉輸入量は424万トン(2014年と比べて+5%)、うち中国が128万トンとの見通し。



(出典) USDA "Livestock and Poultry: World Markets and Trade" "Long-term Projections 2015.2" (部分肉ベースに換算)

財務省「日本貿易統計」

※ 本資料中の「アジア」は、2004年は日本、香港、韓国、台湾の計。2014年は、日本、中国、韓国、香港、フィリピン、シンガポールの計。

2024年は、日本、中国、香港、韓国の計。(USDA資料中の主要輸入国として明示されているアジアの国・地域を合算)

「中国」は、USDA資料中の中国、香港の計。

「世界」は、USDA資料中の主要豚肉輸入国の輸入量の合計。

「日本」は、日本貿易統計の数値(年度ベース)。なお、「日本」の2024年見通しは、2014年の輸入実績を据え置いたもの。

15

農政新時代

○ 生産者の持つ可能性と潜在力をいかに発揮できる環境を整えることで、次の世代に対しても日本の豊かな食や美しく活力ある地域を引き渡していく

①生産者の不安の払拭

農林水産業・農山漁村の維持発展に貢献している生産者の不安を払拭し、希望を持って経営できるようにする。

②成長産業化に取り組む生産者がその力を最大限発揮

輸入品からの国内市場の奪還、輸出力の強化、マーケティング力の強化、生産現場の体質強化・生産性の向上、付加価値の向上など、成長産業化に取り組む生産者を応援する。

③夢と希望の持てる農政新時代を創造

未来の農林水産業・食料政策のイメージを明確にし、生産者の努力では対応できない分野の環境を整備。

経営安定・安定供給のための備え

生産者の不安を払拭するため

- ・米
政府備蓄米の運営の見直し
- ・麦
経営所得安定対策の着実な実施
- ・牛肉・豚肉、乳製品
牛マルキン及び豚マルキンの法制化
牛・豚マルキンの補填率の引上げ
豚マルキンの国庫負担水準の引上げ 等
- ・甘味資源作物
加糖調製品の調整金の対象化

攻めの農林水産業への転換

成長産業化に取り組む生産者がその力を最大限発揮するため

- ・次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成
- ・国産競争力のある産地イノベーションの促進
- ・畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進
- ・高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓
- ・合板・製材の国際競争力の強化
- ・持続可能な収益性の高い操業体制への転換
- ・消費者との連携強化
- ・規制改革・税制改正

検討の継続項目

夢と希望の持てる農政新時代を創造するため

- ・農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備
- ・生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し
- ・生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立
- ・真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の在り方の見直し
- ・戦略的輸出体制の整備
- ・原料原産地表示 など



TPPに関するQ&A：全体版

2016年6月
内閣官房
TPP政府対策本部

目 次

- Q1 TPP協定は日本にとってどういうメリットがあるのですか？・・・ 1
- Q2 TPP協定で利益を受けるのは輸出関連の大企業だけで、地方の中小企業にはメリットがないのでは・・・ 3
ないですか？
- Q3 政府の情報開示は不十分なのではないですか？・・・ 5
- Q4 政府が行った経済効果分析では、我が国のGDPを2.6%、約14兆円押し上げるとしていますが、・・・ 7
前提がお手盛りで恣意的な試算ではありませんか？
- Q5 農林水産物の重要品目について、関税撤廃から「除外」されていないので国会決議違反では？・・・ 9
- Q6 TPP協定は発効後に見直すことが決まっていて、日本に不利な改正がされることもあるのではない・・・ 10
ですか？
- Q7 投資・サービス分野で留保した措置は自由化の水準を低くしてはならないという、いわゆる「ラ・・・ 11
チェット条項」によって、私たちの生活を守るために必要な規制を新たに導入したり、規制を強化したりす
ることはできなくなるのでは？
- Q8 既存の自由貿易協定には、そもそも関税交渉の対象から「除外」し、関税の撤廃や削減をしない品目・・・ 12
が存在しているが、TPP協定にはそのような品目はない。TPP協定では関税を撤廃することが原則とさ
れている中、今回関税撤廃の例外とされた品目も、将来的に関税撤廃を迫られることになるのでは？
- Q9 関税撤廃の例外を勝ち取った品目についても、協定発効の7年後に見直すことが義務付けられていて、・・・ 13
結局は関税を全て撤廃させられることになるのでは？
- Q10 TPP協定によって遺伝子組換え農産品の輸入が増大することになるのですか？・・・ 14

目 次

- Q11 衛生植物検疫に当たっては、厳密な科学的証拠がなければ規制することができなくなるのですか？・・・15
- Q12 TPP協定では、物品の到着後48時間以内に引取りを許可することが義務付けられている。輸入検査が拙速に行われることによって、検疫がおろそかになり、食の安全が脅かされるのでは？・・・16
- Q13 TPP協定のTBT章では、強制規格等のルールを作る際に、他国の利害関係者を検討に参加させなければならないとされているので、食品表示等で規制を厳しくすることができなくなるのではないですか？・・・17
- Q14 新薬のデータ保護期間の延長など、TPP協定の知財章の様々な規定によって医薬品の価格が高騰し、保険が破たんし、患者の負担の引き上げにつながるのではないですか？・・・18
- Q15 TPP協定によって国民皆保険制度に影響はありませんか？・・・19
- Q16 TPP協定や日米が二国間で交換した書簡によって、かんぼ生命のあり方に影響が出るのではないですか？・・・19
- Q17 著作権の保護期間が延長されることにより、著作権使用料の国際収支の赤字が拡大したり、非親告罪化されることによって、パロディなどの二次創作が委縮したり、日本にとってデメリットばかりがもたらされるのでは？・・・20
- Q18 著作権侵害について、法定損害賠償制度が新たに採用され、実損害のみを賠償金としていた日本のこれまでの制度が大きく変わり、実際の被害額を超える莫大なペナルティ的賠償金を課せられるようになるのですか？・・・21

目 次

- Q19 ISDS（投資家と国との間の紛争解決）手続を利用して、外国の投資家が日本の様々な政策について提訴し、国民皆保険、環境や食の安全に関する制度などについて、変更したり必要な規制が導入できなくなるのですか？・・・22
- Q20 ISDS（投資家と国との間の紛争解決）手続において仲裁判断を下す仲裁人は、多国籍企業寄りの弁護士などが務めることになり、国にとって不利な判断を下す危険性が高いのではないですか？・・・23
- Q21 TPP協定の金融サービス章では、信用秩序の維持のための措置を採用する締約国の権利に制限が課されているのではないですか？・・・24
- Q22 地方自治体が、地元の物品を調達するよう求めたり、大企業に地元の中小企業との協力を求めたりする条例を策定しようとしても、TPP協定によってそれが許されず、地方自治体による地域経済の浮揚策を柔軟に取ることができなくなるのでは？・・・25
- Q23 学校給食では、地元の食材を優先的に使用しているが、こうしたことが今後できなくなるのではないですか？・・・26
- Q24 地方自治体の公共事業に外国企業が参入してきて、地元企業の仕事が奪われることになるのではないですか？・・・27
- Q25 電子商取引章によって、外国企業が日本で集めた個人情報を自由に海外に送れるようになるのですか？・・・28
- Q26 TPP協定によって、漁業補助金が交付できなくなってしまうのですか？・・・29
- Q27 TPP協定で国有企業に関する規律が設けられたことにより、独立行政法人が行う公共的な事業に制約が生まれるのではないですか？・・・29

Q3 政府の情報開示は不十分なのではないですか？

○ 大筋合意後、TPP協定に関して交渉参加国で様々な議論が始まっていますが、いずれも、合意内容の是非に関する議論です。我が国も、昨年10月の大筋合意後、国会や約300回実施してきた説明会等で、合意内容に関しては、情報を全て提供して丁寧に説明をできています。

○ 通常国会が始まった本年1月以降、国会議員の方々からの資料要求等に応じて提出した資料は約1700ページにものぼり、これらは全て内閣官房のホームページにも掲載しています。

<参考URL>

http://www.cas.go.jp/jp/tpa_naiyou_index.html#saukouisiryou

○ 交渉経過に関する情報開示については、交渉中は、交渉会合の現場などで頻繁に記者ブリーフィングや説明会を実施するなど、できる限りの情報開示に努めてきました。その結果も内閣官房のホームページに掲載しています。

○ 他方、外交交渉という性格上、交渉過程での各国との具体的なやりとり等については、仮に、これを開示すると、相手国との信頼関係が損なわれ、また、我が国の手の内をさらすことで類似の交渉に悪影響を与えかねません。我が国の国益を追求する上で、こうした交渉過程の開示には必ずしも制約があることには、ご理解をいただきたいと思います。

5

○ 今後とも、国会審議等の場において、TPP協定の各規定の内容や趣旨、解釈等について、引き続き丁寧に説明してまいります。

TPP交渉に関する情報はこちらで公表しています。

TPPに関する基本情報、TPP協定等について

<http://www.cas.go.jp/jp/tpa/index.html>

(内閣官房ホームページ)



6

Q4 政府が行った経済効果分析では、我が国のGDPは2.8%、約1.4兆円押し上げるとしていますが、前提がお手盛りで恣意的な計算ではありませんか？

○ 政府が行った経済効果分析は、TPP協定の交渉結果を踏まえた関税撤廃・削減、物流等の貿易コスト引下げという2つの前提だけでなく、経済に占める貿易の割合が増えれば生産性が向上する、といった経済成長のメカニズムも分析の前提として組み込んでいます。

○ これは、GDP等の試算だけでなく、TPP協定による成長メカニズムを明らかにすることにより、我が国経済を新しい成長経路に乗せるために官民がどのように行動することが必要なのかを示すことも目的であるためです。

○ この分析は、GTAPという世界中で一般的に使われている国際貿易分析モデルを用いています。世界銀行による試算（我が国のGDP+2.7%）や海外の著名な研究所（ピーターソン研究所）による試算（我が国の実質所得+2.5%）も同様のモデルを用いており、政府の試算とほぼ同様の結果となっています。

○ この分析結果を公表するに当たっては、事前に、この分野に精通した国際経済学者3名による学術的な確認を行っています。前提がお手盛りで恣意的との批判は当たらないと考えています。

7

(参考) 農林水産物への影響について (P.4)
(農林水産省ホームページ)

http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tpa/pdf/tpa_leaflet.pdf



8

Q5 農林水産物の重要品目について、関税撤廃から「除外」されていないので国会決議違反では？

○ TPP協定については、各国からの関税撤廃の圧力が極めて強かった中、品目ごとに中身をしっかり精査し、国会決議を後ろ盾に交渉しました。その結果、各交渉参加国がほぼ100%の品目について関税撤廃する中、日本だけは95%に留まり、また、農林水産物については約2割を関税撤廃の例外としました。

○ 特に、重要5品目を中心に、米の国家貿易制度や豚肉の差額関税制度などの基本的な制度を維持するとともに、関税割当てやセーフガードの創設、長期の関税削減期間を確保しました。また、関税撤廃をしたものについても、品目ごとに中身をしっかり精査し、品目全体として影響が出ないよう措置し、国益にかなう最善の交渉結果が得られました。

○ また、昨年11月に取りまとめた「総合的なTPP関連政策大綱」に基づき、意欲ある農林漁業者の不安を払拭し、希望を持って経営に取り組めるようにすることで、重要品目が確実に再生産可能となるよう、引き続き、交渉で獲得した措置と合わせて万全の措置を講じていきます。

○ 国会決議の趣旨に沿っているものと評価していただけたと考えています。

西洋の関税撤廃率（対日ベース）

品目	米	小麦	大豆	豚肉	牛肉	鶏肉	乳製品	果物	野菜	水産物	その他
撤廃率	95%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

（注1）日本以外の国の農林水産物については、国産的な産品（HS2012）において、24、44及び46品目分類は米、小麦、大豆、豚肉、牛肉、鶏肉、乳製品、果物、野菜、水産物と一致しない（日本のライン数には含まれていない。非対応品目については、注2に示す）。
（注2）大分県産品に用いたHS2007による品目分類を、HS2012によるものに修正したことを指す。平成28年2月29日現在（関税に関する条約内容が変更されることはない）。

※「米」：農林水産委員会による決議（抜粋）

一 米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、大豆、果物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再交渉の対象とすること。十年を超える期間をかけて段階的な関税撤廃も含め認めないこと。

9

Q6 TPP協定は発効後に見直すことが決まっていますが、日本に不利な改正がされることもあるのではないですか？

○ TPP協定の改正は、全ての締約国が合意しない限り行われることはありません。

○ TPP委員会及び協定に基づいて設置される全ての小委員会等の決定は、原則としてコンセンサス方式で行われます。したがって、日本が反対すれば日本に不利な形で協定が改正されるような合意がされることはなく、国益に反するような改正が行われることはありません。

○ なお、経済連携協定では、協定発効後一定期間が経過した後に、協定の内容を見直す規定が置かれることは珍しくありません。

TPP協定 第27章 運用及び制度に関する規定

第27・2条 委員会の任務

1 委員会は、次のことを行う。

（b）この協定の効力発生の日から三年以内に、及びその後は少なくとも五年ごとに、締約国間の経済上の関係及び連携を見直すこと。

第27・3条 意思決定

1 委員会及びこの協定に基づいて設置される全ての補助機関は、この協定に別段の定めがある場合又は締約国が別段の決定を行う場合（注）を除くほか、全ての決定をコンセンサス方式で行う。

（略）

注 代替的な意思決定に関する締約国の決定は、それ自体コンセンサス方式で行う。

※「委員会」：環太平洋パートナーシップ（TPP）委員会

10

Q7 投資・サービス分野で確保した措置は自由化の水車を流すだけでは足りないという。いわゆる「ラチェット条項」によって、私たちが生活を守るために必要な規制を新たに導入したり、規制を強化したりすることはできなくなるのでは？

○ TPP協定のサービス・投資分野において「留保」とは、内国民待遇等の自由化に関する規律が適用されないことです。このうち、いわゆる「現在留保」した措置については、協定発効後、変更を行う場合には常に留保した現行措置の内容より後退させない、すなわち自由化の程度をより悪化させないことを約束しており、これを「ラチェット条項」と呼んでいます。

○ TPP交渉においては、現在留保が過剰に行われていないか、内容が広範すぎないか等について、各国間で議論されたわけですが、協定発効後にその留保の対象となる措置が、自由化の程度を後退させる形で見直されてしまえば、長い議論を尽くして留保の対象となる措置を確定させた意味がなくなってしまう。したがって、「ラチェット条項」が置かれています。日本がこれまでに締結しているものも含め、多くの経済連携協定で採用されている方式です。

○ もちろん、TPP協定上の義務に合致する形での規制の見直しは、「ラチェット条項」に関わらず自由に行うことが可能です。

○ さらに、政策上、TPP協定の義務に合致しない形で新たに規制を導入したり、規制を見直ししたりする必要があり得る分野については、ラチェット条項が適用されない、いわゆる「将来留保」をしており、必要な規制を機動的に行うことが可能です。日本は、例えば社会事業サービス（保健、社会保障、社会保険等）、政府財産、公営競技等、放送業、初等及び中等教育、エネルギー産業、領海等における漁業、警備業、土地取引等について、この「将来留保」を行っています。したがって、日本が政策上必要な規制を行う裁量は確保されています。

11

Q8 既存の自由貿易協定には、それぞれ関税交渉の対象から「除外」し、関税の撤廃や削減をしない規定が存在しているが、TPP協定にはそのような規定はない。TPP協定では関税を撤廃することが原則とされている中、今回の関税撤廃の例外とされた品目も、将来的に関税撤廃を求められることになるのでは？

○ 交渉の結果、日本は、他の交渉参加国よりも多くの品目で関税撤廃の例外を獲得しています。第2章4条は「この協定に別段の定めがある場合を除くほか」漸進的に関税を撤廃すると規定しており、関税撤廃の例外の具体的な内容は、この「別段の定め」としてTPP協定の附属書において明記されております。

○ TPP協定の附属書は、TPP協定の不可分の一部を成しておりますので、これを改正するためには、全ての締約国によって合意される必要があります。したがって、日本が反対すれば日本に不利な形で協定が改正されるような合意がされることはありませんので、国益に反するような形で関税撤廃が追加的に行われるようなことは考えられません。

TPP協定 第27章 運用及び制度に関する規定

第27・3条 意思決定

1 委員会及びこの協定に基づいて設置される全ての補助機関は、この協定に別段の定めがある場合又は締約国が別段の決定を行う場合（注）を除くほか、全ての決定をコンセンサス方式で行う。

（略）

注 代替的な意思決定に関する締約国の決定は、それ自体コンセンサス方式で行う。

※「委員会」：環太平洋パートナーシップ（TPP）委員会

12

Q9 関税撤廃の対象とならなかった品目についても、協定発効の日から起算して5年経過することが義務付けられていて、期間満了後は全て撤廃されることになるのか？

○ 我が国は、TPP協定が、関係国について効力を生ずる日の7年後（又は、他の国際協定に基づいて第三国等に特恵的な市場アクセスを供与する場合）に、相手国からの要請に基づき、関税率表で規定される関税、関税割当て及びセーフガードの適用に関して協議を行う旨を、豪州、カナダ、チリ、NZ及び米国との間で相互に規定しています。

○ この規定は、あくまで「協議を行う」とされているだけです。協議の結果、関税を撤廃する方向で見直すことまでは求められておりません。再協議を行ったとしても、日本の国益を害するものについては合意することはありません。万が一協議の結果、関税を撤廃する方向で見直しをすることになり、協定の改正が必要となる場合には、再度国会の承認が必要となります。

○ なお、TPP協定に限らず、経済連携協定では、発効後の再協議の規定が設けられることは珍しくありません。TPP協定第2章4条3においても、関税撤廃品目について、関税撤廃までの期間を短縮することについて協議できる規定があります（なお、この規定は、関税撤廃の例外品目には適用されません）。

13

Q10 TPP協定によって遺伝子組換え農産品の輸入が増えることになるのですか？

○ TPP協定第2章C節27条に、遺伝子組換え農産品を含む「現代のバイオテクノロジーによる生産品の貿易」に関する規定があることから、ご質問のような懸念をお持ちなのだと思います。

○ たとえば、「現代のバイオテクノロジーによる生産品に関する作業部会」を設置することが規定されていますが、ここで遺伝子組換え農産品についての規制緩和が求められたりする心配はあたりません。

○ この作業部会は、未承認の遺伝子組換え農産品の微量混入が流通に混乱を生じさせる原因となっていることなどを背景として、あくまで締約国間の情報交換と協力を行うために設けられるものです。また、27条のいずれの規定も、締約国の法令及び政策の範囲内での対応を求めるものであることが明確に記されています。したがって、例えば、遺伝子組換え食品の安全性審査の基準を緩めたり、新たに遺伝子組換え食品の輸入を認めたりすることが、TPP協定によって求められているわけではまったくありません。

TPP協定

第2・27条 現代のバイオテクノロジーによる生産品の貿易

3 この条のいかなる規定も、締約国に対し、自国の領域において現代のバイオテクノロジーによる生産品を規制するための自国の法令及び政策を採用し、又は修正することを求めるものではない。

14

Q11 衛生植物検疫に当たっては、厳密な科学的証拠がなければ規制することができなくなるのですか？

○ TPP協定の7章で、SPS（衛生植物検疫措置）について規定されていますが、その内容は、既存のWTO・SPS協定に基づく権利及び義務を確認するもので、TPP協定発効後も、これまでWTO・SPS協定において認められていたのと同様に、我が国として必要な衛生植物検疫措置を採ることができます。

○ 具体的には、衛生植物検疫措置は、その措置が国際的な基準、指針若しくは勧告に適合するか、又は客観的で科学的な証拠に基づくことを確保することを求めるもので、TPP協定では、WTO・SPS協定と同様の規定が置かれています。

○ また、最終的な判断基準となる「国際基準、指針若しくは勧告に適合していること又は客観的で科学的な根拠に基づいていること」については、TPP協定の紛争解決手続が利用できないこととなっており、WTOの紛争解決手続における判断と齟齬が生じない仕組みになっています。

TPP協定

第7・4条 一般規定

1 締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく権利及び義務を確認する。

2 この協定のいかなる規定も、衛生植物検疫措置の適用に関する協定により各締約国が有する権利及び義務を制限するものではない。

第7・9条 科学及び危険性の分析

2 各締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第五条の規定に基づく危険性の評価に関する締約国の義務を認めつつ、自国の衛生植物検疫措置が関連する国際的な基準、指針若しくは勧告に適合していること又は自国の衛生植物検疫措置が国際的な基準、指針若しくは勧告に適合していない場合には当該衛生植物検疫措置に合理的に関連する信頼された客観的で科学的な証拠に基づいていることを確保する。

（注）

いずれの締約国も、この2の規定について、第二十八章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならない。

15

Q12 TPP協定では、物品の到着後48時間以内に引取りを許可することが義務付けられている。輸入検査が滞りに行われることによって、検疫が滞るおそれがあり、食の安全が脅かされるのでは？

○ 締約国は、自国の関税法令の遵守を確保するために必要な期間内（可能な限り物品の到着後48時間以内）に物品の引取りを許可することが義務付けられていますが、この趣旨は、税関手続について、自国の関税法令の遵守を確保するために一定の期間が必要であることを前提に、税関がそのような期間を超えて不当に貨物を留め置くことなく、貨物の輸入を迅速に許可するよう求めるというものです。

○ 「48時間以内」の引取りの許可についてはあくまで「可能な限り」行うこととされており、また、TPP協定では、「自国が課する引取りのための要件が満たされていない場合において物品の引取りを許可することを要求するものではない。」と規定されています。したがって、検疫手続等、必要な法令遵守の確認の結果、到着後48時間を超えて輸入許可が行われたとしても、TPP協定に違反するものではなく、検疫の省略が求められるものでもありませんから、可能な限り48時間以内の引取りの許可を定める規定によって食の安全が脅かされるということは考えられません。

TPP協定 第5章 税関当局及び貿易円滑化

第5・10条 物品の引取り

2 各締約国は、1の規定に従い、次のことを含む手続を採用し、又は維持する。

(a) 自国の関税法令の遵守を確保するために必要な期間内（可能な限り物品の到着後48時間以内）に物品の引取りを許可することについて定めること。

16

Q13 TPP協定のTBT章では、強制規格のルールを作る際に、他国の利害関係者を検討に参加させなければならないとされているので、食品表示等で規制を厳しくすることができなくなるのではないですか？

○ TPP協定は、我が国の食品表示等の制度を何ら変更するものではありません。

○ 政策決定に当たって他国の利害関係者を含め関係者から広く意見を聴取することは現在でもパブリックコメント募集という形で一般的に行われていることであり、TBT章の透明性ルールにより、必要な規制等の導入ができなくなることはありません。なお、既存のパブリックコメント募集手続を踏めば義務を果たしたことになる旨はTPP協定の中で明記されています。

TPP協定

第8・7条 透明性

1 各締約国は、他の締約国の者に対し、自国の者に与える条件よりも不利でない条件で自国の中央政府機関による強制規格、任意規格及び適合性評価手続の作成に参加すること（注）を認める。

注 締約国は、例えば、利害関係者に対し自国が作成することを提案する措置について意見を提出するための合理的な機会を与え、当該措置の作成において当該意見を考慮することにより、この義務を履行する。

17

Q14 新薬のデータ保護期間の延長など、TPP協定の取組は薬の様々な面で定めて医薬品の開発を促進し、保護が拡大し、患者の負担の引き上げにつながるのではないですか？

○ TPP協定によるデータ保護期間の延長や医薬品の特許期間延長制度の変更はなく、それに伴う薬師への影響もないことから、医療保険制度、患者負担への影響はありません。

むしろ、多くの海外に展開する製薬企業を抱える我が国としては、TPP協定を結ぶ他の国々において、我が国で開発された新薬の知的財産が適切に扱われるなどのメリットがあると考えられます。

○ 具体的には、新薬のデータ保護期間について、TPP協定では、生物製剤のデータ保護期間を8年、又はそれと同等の保護を与える措置をとるよう求められています。我が国では既に、データ保護期間（再審査期間）が8年とされているため、我が国の制度に何ら変更は生じません。

○ また、TPP協定では、医薬品の販売承認手続により不合理な特許期間の短縮が生じた場合の特許期間延長制度の導入が求められていますが、我が国においては、医薬品の販売承認を受けるために、特許発明を実施することができなかった期間について、5年を上限として特許期間を延長する制度が既に整備されており、つまり、TPP協定により我が国の制度を変更することが求められるものではありません。

○ TPP協定において導入が求められる、いわゆる「特許リンケージ」（後発医薬品（ジェネリック医薬品）を承認する際に、先発医薬品の有効な特許期間を考慮する仕組み）について、我が国においては、この仕組みが既に導入されています。つまり、TPP協定により我が国の制度を変更することが求められるものではありません。

18

Q15 TPP協定によって国民医療保険制度に影響はありますか？

○ TPP協定には、民間医療保険の拡大や混合診療の解禁といった我が国の公的医療保険制度の在り方そのものについて変更を求める内容は含まれていません。

○ なお、公的医療保険については、金融サービス章（第11章）の規律は適用されないこととなっています。また、我が国は、医療保険を含む社会事業サービス関係の制度について、投資（第9章）や国境を越えるサービス貿易（第10章）といった分野で、将来にわたって留保をしておき、内国民待遇等の規律が適用されないこととなっています。

Q16 TPP協定や日米が二国間で交換した書簡によって、かんぽ生命のあり方に影響が出るのでしょうか？

○ TPP協定では、日本のかんぽ生命のように郵便事業の関係会社が保険サービスを提供する場合（郵便保険事業体が保険サービスを提供する場合）に、その会社を民間の保険会社などよりも有利に扱うことを禁止するとともに、民間の保険会社など同様の規制等を適用するよう定めています（附属書11-B第C節2及び3）。

○ かんぽ生命に適用される日本の国内法制は、こうしたTPP協定の内容に反するものではないため、TPP協定の締結によって影響があるとは考えていません。また、日米が二国間で交換した書簡においては、かんぽ生命による保険の販売に関する現状及びこれまでの日本の取組や今後の取組につき日米両政府で確認したことが記載されていますが、日本の国内法制にその内容に反するものは存在しないため、日米が二国間で交換した書簡によって影響があるとは考えていません。

19

Q17 著作権の保護期間が延長されることにより、著作権利用料の国際収支の赤字が拡大したり、非親告罪とされることによって、パロディなどの二次創作が萎縮したり、日本にとってデメリットばかりがもたれるのではないですか？

○ OECD加盟国（34か国）中、著作権の保護期間が著作権者の死後50年とされているのは日本、カナダ、ニュージーランドのみで、多くの国では死後70年が原則となっています。国際的な制度の調和を図ることはメリットがあり、実際、これまで多くの権利者団体から要望が寄せられてきています。

○ 著作権の国際収支の赤字の多くはコンピュータ・ソフトウェアに起因するものです。ソフトウェアが何十年にもわたって使用される状況は考えにくいことから、著作権の保護期間を50年から70年に変更することが、国際収支の大幅な赤字拡大に直結するとは考えられません。むしろ、近年日本のコンテンツが海外で人気を博しているという流れを考えれば、それらの権利が海外において長期にわたり保護されるメリットは大きいものと考えられます。

○ TPP協定においては、著作権者の許諾なく複製等された場合であっても、著作権者が市場で利用する能力に影響を与えない場合には非親告罪化（※）の対象としなくてもよいなど、非親告罪とする範囲を限定することが認められています。これを受けて、本年の通常国会において提出した著作権法の改正案では、作品をほぼそのまま複製する、いわゆる「デッドコピー」に該当するものに限定して非親告罪化するなど、二次創作等が不当に萎縮しないような制度設計としています。

※ 非親告罪：被害者の告訴なく検察官が公訴を提起することができる罪

次ページに続く

20

○ 具体的には、①対価を得る目的又は権利者の利益を害する目的があること、②有償著作物等について原作のまま譲渡・公衆送信又は複製を行うものであること、③有償著作物等の提供・提示により得ることの見込まれる権利者の利益が、不当に害されること、の全ての要件に該当する場合に限り、非親告罪化することとしています。

Q18 著作権侵害について、法定損害賠償制度が新たに採用され、実損害のみを賠償金としていた日本のこれまでの制度が大きく変わり、実際の被害額を超える莫大なペナルティ的賠償金を課せられるようになるのでしょうか？

○ TPP協定では「法定損害賠償制度」又は「追加的損害賠償制度」のいずれかを採用することが求められているところ、我が国においては、実損害を賠償するという民法の基本原則を踏まえた形で「法定損害賠償制度」を採用することとしています。

○ 具体的には、本年の通常国会において提出した著作権法の改正案においては、侵害された著作権等が著作権等管理事業者によって管理されている場合は、事業者が定める使用料規定により算出した額を損害額として賠償を請求できることとしています。

○ したがって、実際の被害額を越える莫大なペナルティ的賠償金を課せられるようになることはありません。

21

Q19 I SDS（投資家と国との間の紛争解決）手続を利用して、外国の投資家が日本の様々な政策について（例：国際貿易、環境や食の安全に関する制度など）について、変更したり必要な規制を導入できなくなるのでしょうか？

○ I SDSについては、投資に関して、外国企業を自国企業と差別しない（内外無差別）、正当な補償なしに収用しないなど、TPP協定の投資章に規定されている義務等に国が違反し、投資家が損害を受けた場合に、仲裁廷に損害賠償又は原状回復のみを求める訴えを提起するものです。したがって、投資家は制度の変更を求めるような訴えができるわけではありません。

○ また、環境や健康などの正当な目的のために各国が必要かつ合理的な規制を行うことは妨げられません。この点は、TPP協定投資章の様々な規定で確認されています。また、濫訴防止につながる規定として、①仲裁廷の権限の範囲外である申立て等を迅速に却下することを可能にする規定、②全ての事案の審理・判断内容等を原則として公開することを義務付ける規定、③申立て期間を一定の期間（3年6か月）に制限する規定なども盛り込まれています。

○ 投資先国の政府が義務に違反したことで損害を被った場合にそれを賠償させるというI SDS手続は、むしろ日本企業が海外で安心してビジネスを行う上で重要なルールですので、これまで日本が締結したほとんどの投資協定や経済連携協定（EPA）の投資章でも盛り込まれているものです。これまで、日本政府が、既存協定に基づくI SDS手続によって訴えられたという事例は全くありません。

22

Q20 I SDS（投資家と国との間の紛争解決）手続において仲裁廷を downsizing する。多国籍企業等からの非難などが懸念することになり、国にとって不利な判断を下す可能性が高いのではないですか？

○ 仲裁廷は、紛争当事者（申立人である投資家と非申立人である国）がそれぞれ任命する各1人の仲裁人と、紛争当事者の合意により任命されて仲裁廷の長となる第3の仲裁人からなる3人の仲裁人により構成されることになっていますので、企業寄りの弁護士だけが選定されて、国に一方的に不利な判断が下されるとの懸念は全く当たりません。また、このような仲裁人の選定方法は、複数の既存の国際投資仲裁に関する規則において採用されているもので、特殊な方法ではありません。

○ さらに、仲裁審理・判断の公開が義務付けられており、また、協定の発効までに仲裁人の行動規範の適用に関する指針等が作成され、仲裁人はこれに従うことが義務付けられる等、仲裁の公平性・中立性確保のための手当てがなされています。

TPP協定 第9章 投資 第8節 投資家と国との間の紛争解決 第9・22条 仲裁人の選定

1 仲裁廷は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、紛争当事者それぞれが任命する各一人の仲裁人及び紛争当事者の合意により任命されて仲裁廷の長となる第二の仲裁人から成る三人の仲裁人により構成する。

23

Q21 TPP協定の金融サービス章では、信用秩序の維持のための措置を採用する金融機関の権利に制限が設けられているのではないですか？

○ TPP協定において締約国は、金融システムの健全性や安定性を確保するための措置といった信用秩序の維持のための措置を取ることににつき原則として制限を受けません（第11章11条1第1文）。

○ もちろん、信用秩序の維持のための措置を口実として協定上の義務を回避するような権利濫用の措置を取ることは認められていませんが（第11章11条1第2文）、これは当然の規律として、日本が締結している全てのEPAにおいても同様に定められています。したがって、例えば金融危機を防ぐための締約国の合理的な措置がTPP協定により妨げられるようなことはありません。

TPP協定 第11章 金融サービス 第11・11条 例外

1 この章及びこの協定（第二章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）、第三章（原産地規則及び原産地手続）、第四章（雇傭及び繊維製品）、第五章（税関当局及び貿易円滑化）、第六章（貿易上の救済）、第七章（衛生植物検疫措置）及び第八章（貿易の技術的障害）を除く。）の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための措置（注1、注2）（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融機関若しくは国債を越えて金融サービスを提供するサービス提供者が負う者を保護するための措置又は金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）を採用し、又は維持することを妨げられない。当該信用秩序の維持のための措置は、第一に定める例外が適用されるこの協定の規定に適合しない場合には、当該規定に基づき当該締約国の約束又は義務を回避するための手段として用いてはならない。

注1、締約国は、「信用秩序の維持」には、個々の金融機関又は国を越えて金融サービスを提供するサービス提供者の健全性、健全性及び財務上の責任の維持並びに金融システムの健全性及び安定性の維持を含むことを了解する。

注2、本条（二）（注1）を（金融サービスに関する投資協定）に規定する手続にない。第九節（投資）第八節（投資家と国との間の紛争解決）の規定に基づき不審を申し立てた措置が締約国によって信用秩序の維持のために採用され、又は維持されたものであると決定される場合には、仲裁廷は、当該措置がこの協定に基づき当該締約国の義務に反するものでないことを認定するものとし、当該措置について損害賠償を請求する決定を下してはならない。

24

Q22 地方自治体が、地元の産品を調達するよう求めたり、大企業に地元の中小企業との協力を求めたりする条約を締結しようとしても、TPP協定によってそれが許されず、地方自治体による地域経済の活性化策に取ることができなくなるのでは？

○ TPP協定投資章の特定措置の履行要求の禁止条項の現地調達に関する規定は、政府調達には適用されず、地方政府による現行の措置にも適用されないこととなっています。

○ 我が国が締結してきた投資協定や経済連携協定においても現地調達要求を禁止する規定が設けられており、この点について我が国がTPP協定によって新たな義務を負うものではありません。地方自治体による中小企業振興基本条例や公契約条例といった地域経済を活性化させるための条例がその規定に反するとの主張がなされたことはありません。

TPP協定

第9章 投資 第A節 第9・10条 特定措置の履行要求

1 いずれの締約国も、自国の領域における締約国又は非締約国の投資家の投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営又は売却その他の処分に関し、次の事項の要求を課してはならず、又は強制してはならない（注）。

(a) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(b) 自国の領域において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の者から物品を購入すること。

3 (f) 1 (b)、(c)及び(f)から(d)まで並びに2 (a)及び(b)の規定は、政府調達については、適用しない。

25

Q23 学校給食では、地元の食材を優先的に使用しているが、こうしたことが今後できなくなるのではないですか？

○ TPP協定の発効により、地方公共団体を含め、日本の政府調達に関する制度を変更することが求められることはありません。

○ TPP協定の政府調達の規律の対象は、地方公共団体でも都道府県と政令指定都市に限られますが、これらの地方公共団体に関しても、食料提供サービスの調達に関しては、規律の対象外としています。

○ 仮に、都道府県及び政令地方都市が食料提供サービスを調達する形ではなく、自ら食材自体を購入する場合であっても、一度に調達する食材の金額が一定額（20万SDR：現行の円換算で約3,300万円）以上となるもののみが、TPP協定の規律の対象となりますが、この基準額については、我が国が締結済みのWTO政府調達協定の下での基準額と変わるものではありません。

TPP協定 第15章 政府調達 附属書15-A 日本国の表

第E節 サービス

この節に関する注釈

5 次のサービスに関し、第15章（政府調達）の規定は、第8節（地方政府の機関）及び第C節（その他の機関）に掲げる機関による調達については、適用しない。

食料調達サービス（CPC4.2）

26

Q24 地方自治体の公共事業に外国企業が参入してきて、地元企業の仕事が奪われることになるのではないですか？

○ TPP協定政府調達章の我が国の約束内容は、既に我が国がWTO政府調達協定において約束しているものとほぼ同じであり、現行の国内の調達制度を変更したり、政令指定都市以外の市町村等新たな市場を外国企業に開放したりするものではありません。そのため、TPP協定により外国企業が現状よりさらに我が国の公共事業に参入しやすくなるわけではありません。

○ また、TPP協定では、州などの地方政府の調達を開放していない国（アメリカ、メキシコ、マレーシア、ベトナム、ニュージーランド）に対しては、日本の地方公共団体（都道府県及び政令指定都市）の調達の開放についても約束をしていません。

TPP協定政府調達章における我が国地方公共団体の対象機関・基準額

- ・地方公共団体の対象団体：都道府県、指定都市
- ・地方公共団体の適用基準額：WTO政府調達協定と同等

【参考】WTO政府調達協定における適用基準額
（平成28年度及び29年度）

- ・物品等 3,300万円
- ・建設工事 24億7,000万円
- ・建築技術サービス 2億4,000万円
- ・その他のサービス 3,300万円

27

Q25 電子商取引章によって、外国企業が日本で素人の個人情報に自由にアクセスできるようになるのですか？

○ 国境を越える情報の自由な移転は電子商取引事業を展開するための基盤であり、これが不当に阻害するような規制が導入されれば、電子商取引事業を遂行することができなくなります。したがって、TPP協定電子商取引章では、情報の電子的手段による国境を越える移転の自由について規定しています。他方、各締約国が電子商取引の利用者の個人情報の保護について定める法的枠組みを採用又は維持する義務を課すなど、個人情報保護に対する十分な対応もなされており、情報の自由な流通と保護のバランスの取れた、先進的かつ包括的なルールが構築されています。

○ また、情報の電子的手段による移転の自由については、締約国が正当な公共政策の目的を達成するために情報の電子的手段による移転に関する自国の規制上の要件を課することができることが明記されています。

○ したがって、TPP協定電子商取引章の規定によって、今以上に個人情報を海外に自由に送ることができるようになるということはありません。

TPP協定 第14章 電子商取引

第14・8条 個人情報の保護

2 各締約国は、この目的のため、電子商取引の利用者の個人情報の保護について定める法的枠組みを採用し、又は維持する。各締約国は、個人情報の保護のための自国の法的枠組みを作成するに当たり、国際協力の原則及び指針を考慮すべきである（注）。

注（略）

28

Q26: TPP協定によって、漁業補助金が交付できなくなってしまうのでは？

○ TPP協定では、濫獲された状態にある漁業資源に悪影響を及ぼす補助金や違法な漁業に交付される補助金などに限って禁止されています。

Q27: TPP協定で国有企業に関する規律が設けられることにより、独立行政法人が行う公共的な事業に制約が生まれるのではないですか？

○ TPP協定の国有企業に関する規律の対象は、主として商業活動を行っている企業に限定されています。国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から必要な事業を行っており、利益を得ることを目的とした商業活動を主として行っていない日本の独立行政法人は、TPP協定の国有企業に関する規律の対象外となります。

○ なお、国有企業が国内で提供するサービスは、国有企業に対する優遇措置の規律等の対象になっていませんので、TPP協定の国有企業に関する規律によって独立行政法人が公共上の見地から国内で行う事業が影響を受けることはありません。

29

問い合わせ先

内閣官房TPP政府対策本部
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
電話 (03) 5253-2111

30

T P P 協定の早期実現を求める

2016 年 7 月 13 日

一般社団法人 日本経済団体連合会
日 本 商 工 会 議 所
公益社団法人 経 済 同 友 会
一般社団法人 日 本 貿 易 会

T P P 協定は、世界のG D Pの約 40%を占め、8 億の人口を有する成長著しいアジア太平洋地域に高度なバリュー・チェーンを構築するための制度インフラであり、21 世紀型の画期的な経済連携協定である。また、同協定は、自由、民主主義、法の支配、市場経済という共通の価値観・原則に基づく経済秩序作りの一環であり、貿易や投資に関する広範かつ高度な水準のグローバルなルール作りをリードする取り組みとして、今後のF T A／E P Aのモデルたりうるものである。

今や大企業だけでなく、中堅・中小企業や農林水産業もT P P協定を積極的に活用して、グローバル市場へビジネスを上げようとしている。このようなモメンタムを活かして、わが国経済を本格的な成長軌道に乗せることこそ、成長戦略の要である。

反グローバリズム・保護主義の伝播を断ち切るためにも、今こそ、メガF T Aの嚆矢として、アジア太平洋地域に自由で開かれた予見可能性の高い経済圏を実現するT P P協定を速やかに承認し、自由貿易投資体制という、これまで築き上げてきた成長と繁栄のメカニズムを維持・強化すべきである。

臨時国会における早期の審議を通じて、アジア太平洋地域の安定と繁栄というT P P協定の本質的な意義や効用を国民各層に対して丁寧に訴えけるとともに、わが国として率先して承認することで、米国をはじめとする他の参加国の国内手続を促すべきである。このため、各党には、大局的見地に立ち、速やかな国会承認を求めたい。また、T P P協定の早期実現に向けて、総理の強力なリーダーシップを期待する。

以 上

農政をめぐる情勢

平成28年7月25日

180部

編集・発行

愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

電話 052 (951) 6944

〈ファクシミリ 052 (957) 1941〉

印刷 有限会社 トリム

電話 052 (505) 7422

〈ファクシミリ 052 (505) 7485〉